

# 茨城県肝炎対策指針

平成25年10月1日策定

## 目次

この指針の基本的な考え方について

- 1 予防について
- 2 ウイルス検査について
- 3 医療体制の確保について
- 4 人材の育成について
- 5 啓発・知識の普及について
- 6 患者等への支援について

## この指針の基本的な考え方について

現在、ウイルス性肝炎（以下、「肝炎」）の患者及び感染者は、B型で110～140万人、C型で190万人～230万人と推定され、国内最大の感染症といわれています。

肝炎は、早期に肝炎ウイルスの感染を発見し、適切な治療を行うことにより重症化を防ぐことは十分可能ですが、一般に自覚症状に乏しいことから、放置されることにより重い肝硬変、肝がんへと進展していき、症状があらわれたときには既に手遅れの状態となってしまう場合もあります。

このことから、肝炎対策は、肝炎ウイルスの感染防止、感染の早期発見及び早期治療による肝硬変、肝がんへの進展予防を目的として、国、県（肝疾患対策担当課、小児医療担当課、青少年担当課、薬務担当課、教育委員会等が関連）、市町村と医療機関等関係者が深い連携の下に進めて行くことが重要です。

この指針は、肝炎を取り巻く現状と課題を明確にしたうえで、本県がこれから取り組むべき対策を築くため、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第4条の規定及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日厚生労働省告示第160号）の規定に基づき策定するものです。

なお、この指針は国の基本方針にあわせて5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは改正を行うこととしますが、肝炎を巡る状況の変化や目標の達成状況に応じ、策定から5年を経過する前であっても、必要があるときは随時見直します。

また、この指針に定められた取組の状況は、県に設置する茨城県肝炎対策協議会に定期的に報告するとともに、助言を求めることとします。

## 1 予防について

### 【取組の概要・目標】

本県は、肝炎ウイルスの感染の予防をはかるため、様々な啓発活動を通じて県民に肝疾患についての正しい知識を普及し、理解促進に努めます。

#### (1)概要

肝炎は、かつて集団予防接種等における注射器の使い回しや安全でない血液の輸血、血液製剤の使用等により感染が拡大した時期がありました。現在、これら集団感染に対する訴訟が全国で提起され、和解手続を経て国による補償が行われています。

一方、現在では、肝炎についての医学的な知見や検査体制の確立により感染拡大は抑えられているため、通常の常識的な社会生活を送っている限り、肝炎ウイルスに感染する可能性は極めて低くなっています。また、B型肝炎については、ワクチンも開発されています。

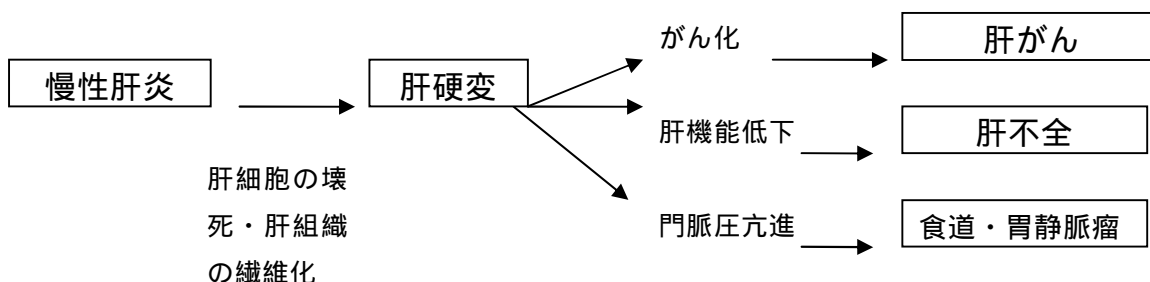
しかし、肝炎ウイルス感染者が、その事実を把握せずに放置しておくことにより、場合によっては重症化して死亡に至る危険がありますので、本県では、肝炎についての正しい知識を全県民に普及し、肝炎への理解とウイルス検査を促進することにより、新たな感染者を出さないようにしていくことを予防対策の第一とします。

#### (2)現況と課題

肝炎の感染経路は、性的接触の他、静脈注射薬物常用、カミソリの共用、針刺し事故、入れ墨、母子感染等が報告されています（国立感染症研究所感染症発生動向調査）。ただし、肝炎は感染しても自覚症状に乏しいため発見が遅れることが多く、後からその感染経路等を正確に特定することは困難な場合があります。

このため、持続感染者（キャリア）が、肝炎ウイルスに感染している事実を知らないまま適切な治療を行わなかった結果、肝硬変や肝がん等に進展して死亡に至ったり、感染を拡大させてしまう事例もあります（茨城県人口動態調査によれば、茨城県内における、肝硬変及び肝がんの年間死亡者は、年間で800人を超えています）。

肝炎の予防のためには、県民一人ひとりが自分自身の肝炎ウイルスの感染の有無を知ること及び感染拡大のリスクがある行為について理解することが、何より重要です。



### (3) 取り組むべき事項

本県は、肝炎ウイルスの感染予防について、以下のとおり対策を進めます。

- ・ 全県民に肝炎についての正しい知識と感染経路についてメディアや県民講座、市町村等を通じて周知し、理解促進に努めます。
- ・ 全県民に肝炎ウイルス検査の受診を奨励し、自分自身が感染者（キャリア）か否かを知ることの重要性を周知します。
- ・ 持続感染者（キャリア）に、人に感染させないための対策として、母子感染の防止や性パートナーへの肝炎ウイルスの検査を推奨します。
- ・ 母子感染の予防のため、妊婦に対し妊婦健康診査の受診勧奨を行う等、肝炎ウイルス検査を奨励します。
- ・ 注射器の使い回し等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く若年層に、肝炎の正しい知識と理解を深める普及啓発を行います。特に、ピアスの穴あけ、タトゥー・入れ墨、薬物乱用等における感染リスクについての周知を行います。
- ・ 持続感染者（キャリア）の家族や感染リスクの高い医療従事者等に、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行い、接種勧奨を行います。

## 2 ウイルス検査について

### 【取組の概要・目標】

本県は、肝炎ウイルスの感染の早期発見、肝硬変や肝がんへの進展の防止等を図るため、肝炎ウイルス検査を全県民が一生に一度は受けることを目標に受診率の向上を目指すとともに、肝炎ウイルス陽性者の医療機関受診勧奨を強く推進します。

#### (1)概要

本県には、肝炎ウイルス検査の陽性率等から約8万人のB型・C型肝炎ウイルスの感染者がいるといわれています。しかし、自覚症状が乏しいことから、感染していることを知らない感染者も多数いると考えられています。

肝炎ウイルス感染の有無を確認する手段としては、肝炎ウイルス検査を受けることが大変有効です。肝炎ウイルス検査は、医療機関、保健所、市町村等で血液の採取により手軽にできるものですが、近年、検査の受験者数が伸び悩んでいる傾向にあります。

本県では、全県民が、「一生のうちに一度は肝炎ウイルス検査を受ける」ことができるように、肝炎ウイルス検査の勧奨を積極的に行います。

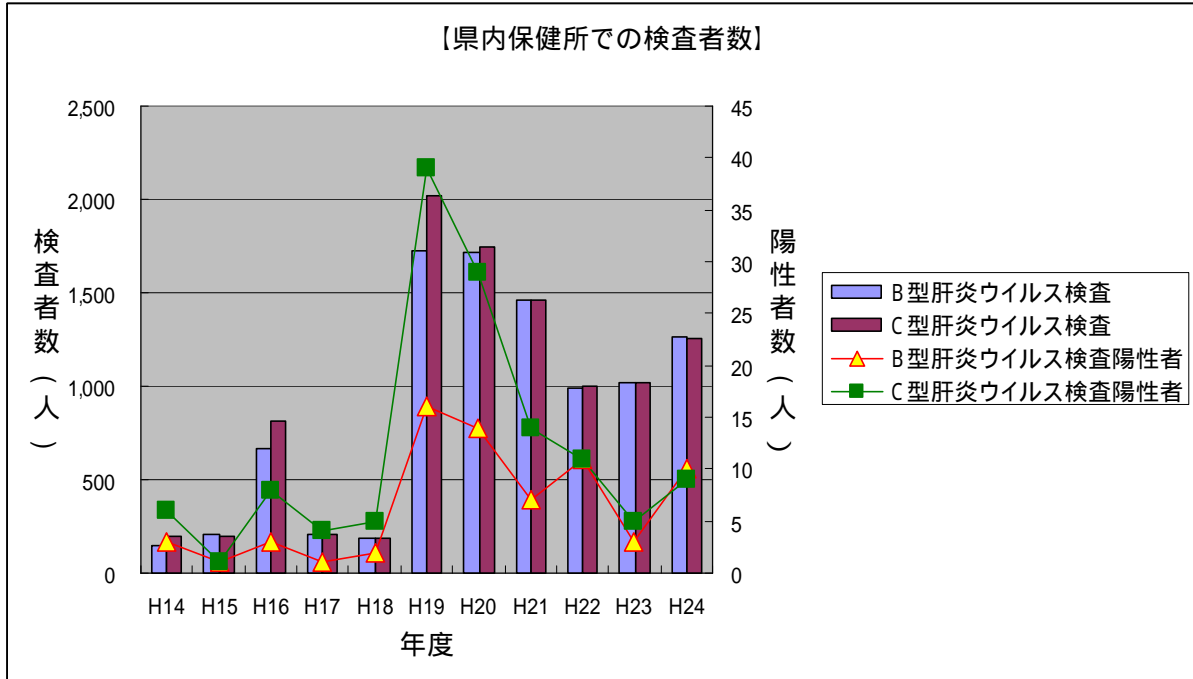
#### (2)現況と課題

##### 保健所による検査

本県では、平成14年度から県内全12保健所で肝炎ウイルス検査を実施してきましたが、一層の検査勧奨の観点から、平成20年に検査手数料を無料化しました。また、住民の利便性を考慮し、一部の保健所では夜間でも肝炎ウイルス検査を実施していま

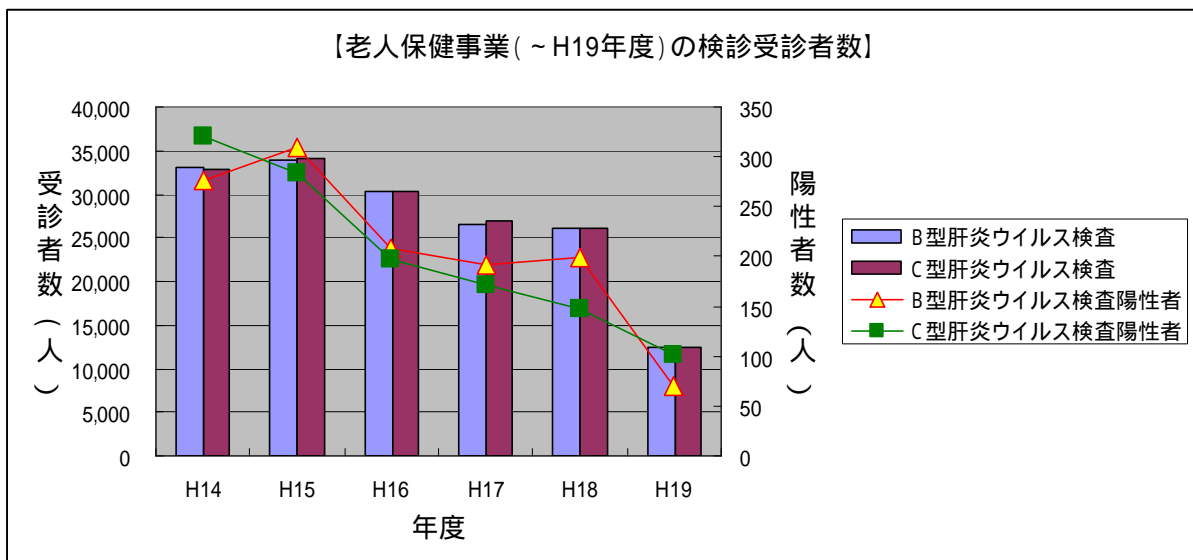
す。

しかし、保健所での検査件数は近年減少傾向にあること及びプライバシーへの配慮により匿名検査を実施していることから、ウイルス検査陽性者に対する医療機関への受診勧奨が十分でないこと等が課題です。

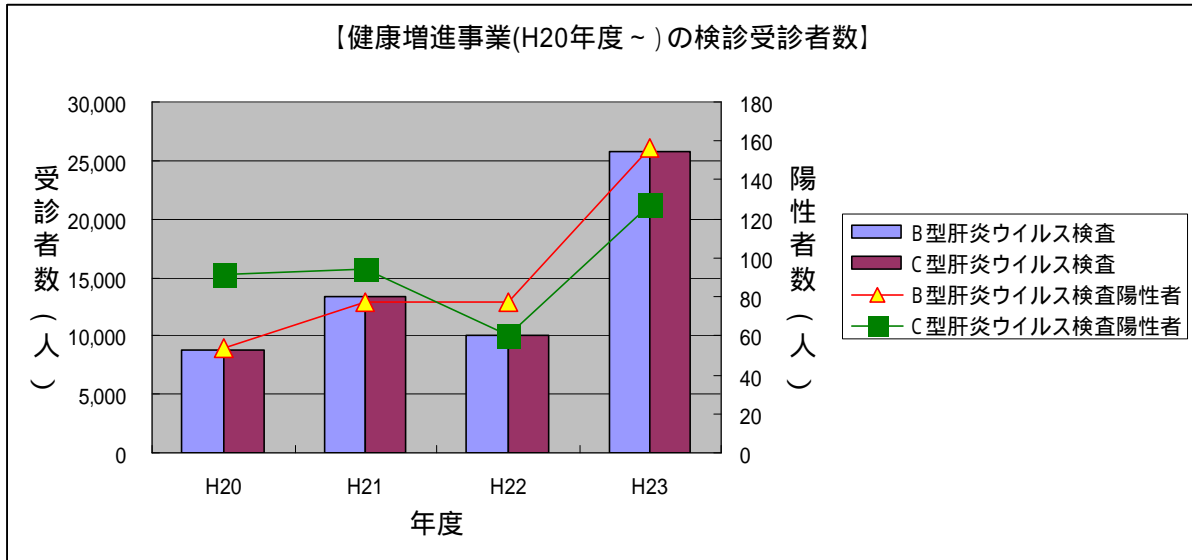


#### 市町村による検査

県内市町村では、平成14年度から平成18年度まで、老人保健法に基づき、健康診査の対象者（40、45、50、55、60、65、70歳の者）等を対象として、節目健診として肝炎ウイルス検査を実施しました。なお、平成19年度は満40歳となる者及び14～18年度の漏れ者を対象としました。



平成 20 年度からは、健康増進法に基づき、40 歳になる者等を対象として、肝炎ウイルス検査を実施しています。



ほとんどの市町村で、肝炎ウイルス陽性者に医療機関への受診勧奨を実施しています。また、医療機関への受診率が高い市町村では、電話、訪問等による積極的な受診勧奨を行っています。(平成 23 年度は、検診受診料の本人負担額軽減が可能となる新たな個別勧奨メニューが開始されたため、受診者数が伸びたと考えられます。)

【市町村実施の肝炎ウイルス検診における陽性者の医療機関受診状況 (20～22 年度)】

全体			消極的勧奨市町村 (13)			積極的勧奨市町村 (31)		
陽性者数	医療機関受診者数	受診率 (%)	陽性者数	医療機関受診者数	受診率 (%)	陽性者数	医療機関受診者数	受診率 (%)
437	187	42.8	105	31	29.5	332	156	47.0

\* 消極的勧奨とは、結果通知送付の際に医療機関への受診を勧奨する文書を同封する等の勧奨

\* 積極的勧奨とは、電話や自宅訪問等により陽性者に直に医療機関受診の必要性を説明した勧奨

\* 勧奨していない市町村が 4 市町村、受診状況を把握していない市町村が 6 市町村あります。

健康組合等による検査

健康組合における職域健診においては、プライバシーへの配慮等から、検査後のフォローが十分ではないところがあります。

医療機関による検査

医療機関で手術前等に行われる感染症の検査や内視鏡検査等において肝炎ウイルス感染が判明した場合、必ずしも患者に十分に説明されていない場合があります。

(3)取り組むべき事項

本県は、肝炎ウイルスの検査について、以下のとおり対策を進めます。

- ・ 肝炎ウイルス検査を全県民が一生に一度は受けることを目標に、保健所、医療機関、市町村健診及び職域健診において肝炎ウイルス検査を受けるよう県民に向けた広報（県ホームページでの周知、県民講座での勧奨、地域テレビや広報紙での告知等）を強化し、検査件数の向上を目指します。
- ・ 保健所では、B型・C型肝炎ウイルスそれぞれの年間の検査数 1,500 件以上（平成 23 年度検査件数の約 1.5 倍）を目指し、啓発を行います。また、検査陽性者の医療機関受診率 100 パーセントを目指し、受診状況をフォローアップします。
- ・ 市町村に対し、検査陽性者の医療機関受診率 70 パーセント以上を目指し勧奨を行うよう要請を行います。
- ・ 職域で健康管理に携わる者や、医療従事者、事業主等の関係者の理解と協力の下、これらの関係者から、従業員等に対して肝炎ウイルス検査の勧奨が行われるよう要請を行います。
- ・ 保健所では、肝炎ウイルス検査の前及び結果通知時において、検査を受けられた方各自が病態、治療及び予防について正しく認識できるように普及啓発を積極的に行います。
- ・ 医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、検査を受けられた方に適切な説明を行うよう要請します。
- ・ 肝炎ウイルス陽性者に対し、肝炎の病態、治療方法、医療に関する情報を取りまとめた手帳等を配布するとともに、医療機関への受診勧奨を行います。

### 3 医療体制の確保について

#### 【取組の概要・目標】

本県は、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、地域の医療機関等と連携して肝疾患に関する正しい情報の提供、地域医療の充実等を図るための体制づくりを進めます。

#### (1) 概要

肝炎ウイルス検査における陽性者のうち、医療機関を受診した者は半数以下でした。原因としては、陽性者への説明等のフォロー不足の他、本県では医師数が少なく（人口 10 万人当たりの医師数は全国 46 位）、肝臓専門医が 100 人に満たないこと、可住地面積が広く、大都市圏に比べ公共交通機関の整備が進んでいないため、専門医がいる医療機関を受診しにくい状況であることも一因と考えられます。

限りある医療資源を上手に活用し、肝炎患者に適切な医療を提供するためには、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医等の医療機関が連携・協力できるネットワーク体制の充実が重要です。また、地域、職域において健康管理に携わる者を含めた連携により、肝炎ウイルス検査陽性者の医療機関への受診勧奨等、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ体制の充実も重要です。

本県では、**肝炎医療費助成事業等**，肝炎医療に係る諸制度について，県民・医療機関への周知を図り，肝炎の早期かつ適切な治療を推進します。

## (2) 現況と課題

本県では，これまでも肝炎が肝硬変や肝がんへと重篤な病態へ移行していくことを鑑み，肝がん対策を見据えた医療体制の構築を図ってきました。

### (ア) 肝疾患専門医療機関

本県では，次の要件を満たす医療機関を肝疾患専門医療機関（以下「専門医療機関」）として肝炎対策協議会に諮って登録し，肝疾患に関する医療機関相互の診療連携体制を整備充実させています。（平成 25 年 9 月現在，43 医療機関が登録）

#### 【登録要件】

- ・ 専門知識を有する医師（日本肝臓学会が認定する肝臓専門医）による診断（活動期及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
- ・ インターフェロン等の抗ウイルス療法を適切に実施できること
- ・ 肝がんの高危険群の同定（慢性肝炎，肝硬変等のハイリスク者を診断し，適切なフォローアップができること）と早期診断（画像診断等により初期の肝がんを診断できること）を適切にできること。
- ・ インターフェロン治療導入時に，検査等の入院が必要になる場合もあることから，入院病床を有すること。

\* 茨城県肝疾患専門医療機関登録要項第 3 条

\* 肝臓専門医とは，(社)日本肝臓学会が昭和 63 年度に発足させた制度であり，同学会が指定する指導医のもとで研修等を行い，その後，肝臓専門医認定試験に合格した医師を指します。

### (イ) 肝疾患診療連携拠点病院

肝疾患診療連携拠点病院（以下，「拠点病院」）は，肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し，肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関です。

- ・ 医療情報の提供
- ・ 県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
- ・ 医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催，相談支援
- ・ 専門医療機関等との協議の場の設定
- ・ 肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制

本県では，肝がん対策を見据えた肝炎対策を推進する立場から，肝がんを早期に発見・治療できる医療機関を選定する方針とし，(株)日立製作所日立総合病院（県北地区）及び東京医科大学茨城医療センター（県南地区）を平成 20 年 5 月 1 日に指定しました。

拠点病院は，国により各県 1 箇所の設置が原則とされておりますが，本県は可住地面積が広大で医療資源も分散していることから，複数の拠点病院がそれぞれの地域性や住民の利便性を考慮しながら，肝疾患の診療ネットワークの中心的な

役割を担うことが必要と考えられます。

### (ウ) 肝炎治療費助成制度

本県では、肝炎患者の経済的負担の軽減のため、平成 20 年度から国庫補助により肝炎治療費助成制度を開始しました。これは、B 型・C 型肝炎におけるインターフェロン治療・核酸アナログ製剤療法に係る保険診療の患者負担額から、自己負担額を除いた額を公費で助成するものです。

助成対象となる治療が増える等、制度は年々拡充しているため、患者や医療機関に対して助成制度の仕組みを適宜周知しています。

### (3) 取り組むべき事項

本県では、医療体制の確保について、下記の対策を進めます。

- ・ 医療機関を対象に肝炎治療費助成制度に関する研修会を開催し、正しい助成制度の定着を図ること。
- ・ 年間治療者数 2,500 人（平成 23 年度肝炎治療費助成事業者数の約 1.5 倍）を目標に、肝炎治療費助成制度の仕組みや申請の方法等を県ホームページにわかりやすく掲載すること。また、制度の変更や拡充の際には医療機関への情報提供について製薬会社等に協力を求めること。
- ・ 拠点病院や医療機関、医師会等との連携を図り、各種情報の発信や研修会の開催等に協力すること。

本県は、拠点病院と連携し、以下のことに取り組みます。

- ・ 拠点病院が行う研修をより効果的なものとするため、実施方法等を検討し内容の充実を図ること。
- ・ 拠点病院と専門医療機関との更なる連携を深め、地域の特性に応じた医療連携の充実を図ること。
- ・ 拠点病院と専門医療機関・かかりつけ医を結ぶ地域連携パス（発症から治療、在宅生活を送るまでの切れ目のないサービスを提供できるよう地域の関係機関や関係者の関わりを標準化したパスのこと）等の活用を進めること。

本県は、専門医療機関に対し、以下のことをはたらきかけるとともに、実現に向けた支援を行います。

- ・ 専門医療機関の 3 割で常勤の肝臓専門医が不在であり、常勤医の存在を要件とする一部の肝炎治療が行えない状況にあるため、今後、肝臓専門医の常勤化等医療スタッフの充実を図ること。
- ・ 拠点病院との更なる連携を深め、医療連携の充実を図ること。
- ・ 地域のかかりつけ医等との連携を図るとともに、地域住民やかかりつけ医への情報提供及び啓発を行うこと。



## 4 人材の育成について

### 【取組の概要・目標】

本県は、肝炎ウイルスの感染予防や感染後に適切な医療に結びつけるため、地域（県や市町村）、職域、医療現場等における人材の育成を進めます。

#### (1) 概要

本県は、人口 10 万人あたりの医師数は全国 46 番目と少なく、特に県北、鹿行地域における医師不足は顕著です。また、肝臓専門医は 91 名（平成 25 年 1 月現在）であり、急激な増加を図ることは困難です。このため、本県では、医療費助成制度に必要な診断書作成に医師を限定する等の制限は設けておりません。

肝炎ウイルスへの新たな感染の防止に資するよう、本県内において肝炎の感染予防について知識を持つとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけることができる人材を育成する必要があります。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を習得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し適切な説明を行ううえで重要であるため、本県内の医師以外の肝炎医療に携わる者の資質の向上を図ります。

#### (2) 現況と課題

本県では、拠点病院や県医師会等が、肝炎治療に関する最新の知見等を提供する研修会を実施し、医療従事者のレベルアップを図っております。

県内の市町村では、保健師等を中心に住民健診の肝炎ウイルス検査や陽性者への医療機関への受診勧奨を行っておりますが、更なる検査及び医療機関への受診勧奨を行うため、肝炎全般に精通した人材の育成を図る必要があります。

#### (3) 取り組むべき事項

本県では、人材の育成について以下の対策を進めます。

- ・ 肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、市町村の保健師、地域医療機関の看護師や民間企業の健康管理担当者等を対象に、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成を推進します。
- ・ 市町村等において、肝炎ウイルス検査から医療機関の受診勧奨まで一連の指導助言ができる人材の養成を行います。
- ・ 拠点病院が行う研修について、より効果的な実施方法を検討し、研修内容の充実を図るよう協力します。
- ・ 将来的にはこのような人材を肝疾患コーディネーター等として、その養成体制の確立を検討していきます。

## 5 啓発・知識の普及について

### 【取組の概要・目標】

本県は、県民の肝炎に関する正しい理解と適切な対応を促進するため、さまざまな普及啓発活動を行います。

#### (1) 概要

県民の肝炎に対する正しい知識の浸透は十分ではなく、このことが、肝炎ウイルス検査を受ける割合の低さや医療機関による治療の遅れをもたらしている一因と考えられます。

このため、本県では新たな感染の予防、肝炎ウイルス検査の勧奨のため、正しい知識の普及啓発と情報提供を推進します。

早期に適切な治療の実施を促すため、感染者・患者が肝炎の病態及び治療の正しい知識を持つことができるよう普及啓発と情報提供を積極的に行います。

#### (2) 現況と課題

本県では、県ホームページに肝炎の予防、検査体制、医療体制、助成制度等の肝炎対策に関する各種情報を掲載しております。

また、医師会等と協力し、肝炎対策のポスター・リーフレットを作成し、医療機関等に掲載し、対策の周知を図っております。

拠点病院、医師会等では、住民向けに研修会を開催し、肝炎治療の現状等をわかりやすく説明する等、正しい最新知識の普及に努めております。

肝炎に関する研究や治療法、制度等は毎年のように情報が更新されており、これら最新情報をいかに正確に多くの方に周知していくかが課題です。

#### (3) 取り組むべき事項

本県では、肝炎に関する啓発及び知識の普及について、以下の対策を進めます。

- ・ 肝炎に対する正しい知識の普及啓発を最も重要な施策の一つとしてとらえ、様々な手段を用いてあらゆる世代の県民に対して行います。
- ・ 近年、増加している、慢性化しやすい急性 B 型肝炎(ジェノタイプ A)について、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行います。
- ・ 適切な消毒を行わない器具を用いた入れ墨やピアスの穴あけ等が原因で肝炎ウイルスに感染することがあること等、感染の危険性を避ける行為について広報します。
- ・ 感染者・患者が医療機関で継続的に治療が行われるよう、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度等について普及啓発を行います。
- ・ 拠点病院の肝疾患相談センターを周知するための普及啓発を行います。
- ・ 肝炎患者に対する偏見や差別をなくすための普及啓発を行います。

## 6 患者等への支援について

**本県は、肝炎患者が不当な差別・偏見を受けることがないように普及啓発活動や相談体制の充実等様々な支援を行います。**

### (1) 概要

近年、肝炎治療については目覚ましい進歩を遂げており、C型肝炎については、治癒可能な疾病になるともいわれております。その一方、最新の知見等が提供されないため、将来に不安を感じる肝炎患者もおられます。また、誤った情報の提供等により肝炎患者に偏見をもたれる場合もあります。

本県は、肝炎患者が不当な差別・偏見を受けることなく、安心して暮らせる社会環境を目指し、相談支援体制の充実等、精神面での支援を図ります。

### (2) 現況と課題

肝炎に対する正しい情報が伝わっていないことが原因で、将来に不安を感じたり、不当な差別・偏見を受ける患者もおられます。また、肝炎治療は長期間に及ぶこと等から治療費の負担の他、就労等の問題が生じることもあります。

### (3) 取り組むべき事項

本県では、患者等への支援について、以下の対策を進めます。

- ・ 肝炎患者との会合を持つ等して意見交換を行い、最新情報等を提供することにより不安の解消に努めます。また、患者から行政への要望等を吸い上げ、患者の求める施策の実現に努めます。
- ・ 肝炎患者が不当な差別・偏見を受けることが無いよう、全県民に対して肝炎に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・ 肝炎患者が気軽に相談することができるよう、拠点病院における肝疾患相談センターの相談支援体制の充実を図ります。また、就労等の問題の解消のため、事業者等に対し理解を求めます。
- ・ 肝炎患者同士が交流を図れるよう、その在り方について患者団体等とも協議しながら検討します。